

区分	取消料
1)次項以外の受注型企画旅行契約	
イ.口からへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を 明示した場合に限る)	企画料金に相当する金額
ロ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(日帰り旅行にあたっては 10 日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の 20%
ハ.旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く)	旅行代金の 30%
ニ.旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
ホ.旅行開始当日に解除する場合(ホに掲げる場合を除く)	旅行代金の 50%
へ.旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(2)貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の 規定によります。

※取消料の金額は、契約書面に明示します。